

## 一部事務組合下北医療センター議会第119回定例会会議録

議事日程

平成24年 9月26日(水曜日) 午前10時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 一般質問

第5 議案審議(質疑、討論、採決)

(1) 議案第 6号 平成24年度一部事務組合下北医療センター補正予算

(2) 議案第 7号 平成23年度一部事務組合下北医療センター資本剰余金の処分について  
(監査結果報告)

(3) 議案第 8号 平成23年度一部事務組合下北医療センター決算

(4) 報告第 5号 平成23年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書

(5) 報告第 6号 平成23年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率について

(6) 報告第 7号 平成23年度一部事務組合下北医療センター経営健全化計画の実施状況について

(7) 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算)

(8) 報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16人）

1番	川下	八十美	9番	宮野	昭一
2番	目時	睦男	10番	岩泉	盛利
3番	佐賀	英生	11番	吉田	光男
4番	濱田	栄子	12番	川村	隆之
5番	浅利	竹二郎	13番	八戸	義之
6番	大瀧	次男	14番	金森	一規
7番	鎌田	ちよ子	15番	竹内	典和
8番	岡崎	健吾	16番	宮川	尚

欠席議員（なし）

出席説明員

管理者	宮下	順一郎	むつ総合病院 院長	田中	宏司
代表副管理者	金澤	満春夫	国民健康保険 大間病院事務 長	佐藤	信彦
副管理者	越善	靖夫	国民健康保険 川内診療所事務 長	橋本	敬司
副管理者	太田	健一	国民健康保険 協野沢診療 所長	山本	信哉
代表監査委員	小川	照久美	国民健康保険 風間浦診療 所長	坂本	淳夫
むつ総合病院 事務局長 兼むつ総合 事務局長	佐藤	重幸	東通地区診療 所長	成田	孝志
事業本 部事務 局長 兼むつ 総合 事務 局長	飛内	導明	佐井地区診療 所長	中村	正和
むつ総合病院 事務局長	藤原	昭厚	監査委員 局長	星	久南
むつ総合病院 総務課 長	光野	義厚	監査委員 局長	柳谷	昌人
むつ総合病院 企画 兼事務 局長	吉田	真			

出席事務局職員

事業本 部事務 局長	松山	勝次	事業本 部事務 局長	高田	耕次
事業本 部事務 局長	工藤	大介	事業本 部事務 局長	柳田	雄規
事業本 部事務 局長	奥島	敏博	事業本 部事務 局長	高橋	征志

## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（鎌田ちよ子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第119回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、3番佐賀英生議員及び14番金森一規議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第6号から議案第8号まで及び報告第5号

から報告第9号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました3議案5報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第6号 平成24年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算の主な内容は、むつ総合病院ではマンモグラフィのエックス線管球交換に要する経費、医師住宅の修繕費、診療材料の在庫管理システム導入に要する経費を追加しております。

大間病院では、当初予算に計上しておりますデジタルエックス線画像処理装置購入に係る県補助金を増額しております。

佐井地区診療所では、空調設備の修理費を追加しておりますほか、資金不足解消のための市町村補助金を増額しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が124億7,784万4,000円、支出が116億5,532万8,000円となり、また、補正後の資本的収入の予定額は、27億9,801万4,000円となります。

次に、議案第7号 平成23年度一部事務組合下北医療センター資本剰余金の処分についてであります。本案は、地方公営企業法の規定に基づき、平成23年度決算において資本剰余金を取り崩し、平成23年度末未処理欠損金のうち9,196万1,933円を解消するためのものであります。

次に、議案第8号 平成23年度一部事務組合下北医療センター決算についてであります。まず収益的収入及び支出についてご説明いたします。税込み決算で、収入は前年度と比較して2億7,630万8,186円、2.3%減の119億8,304万8,498円で、支出は前年度と比較して2億2,529万1,225円、

2.0%減の112億7,786万6,240円となり、税抜き決算では7億119万7,455円の純利益を生じました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますと、収入は18億4,716万3,375円で、支出は22億1,710万8,331円となり、収入額が支出額に不足する額3億6,994万4,956円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、不良債務の状況についてご説明いたしますと、前年度から9億6,433万5,728円減の32億1,153万8,213円となりました。これを施設ごとにご説明いたしますと、大間病院では不良債務を全て解消しております。

川内診療所では、前年度から3億3万527円減の6億5,728万1,450円となりました。

大畑診療所では、前年度から3億492万4,536円減の19億6,153万8,821円となりました。

脇野沢診療所では、前年度から5,177万3,645円減の6億8,691万7,926円となりました。

佐井地区診療所では、前年度から3,654万4,229円減の8,648万5,459円となりました。

風間浦診療所では、前年度から1億1,864万1,749円減の2億8,383万6,222円となりました。

次に、報告第5号 平成23年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書についてですが、これは災害拠点病院に指定されておりますむつ総合病院の自家発電設備整備事業及び情報通信機器整備事業について、資材の入手難により工期におくれが生じたため、平成24年度に繰り越したので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第6号 平成23年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてですが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

次に、報告第7号 平成23年度一部事務組合下

北医療センター経営健全化計画の実施状況についてであります。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、報告するものでありまして、平成23年度の資金不足解消額は、当初計画より改善された結果となっており、順調に経営健全化が進んでおります。

次に、報告第8号についてであります。本報告は、平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつりハピリテーション病院、大畑診療所及び東通地区診療所では、決算見込みにより各費目を増減調整しておりますほか、むつ総合病院及び脇野沢診療所では、経営健全化計画の確実な実行のため、一般会計からの繰入金を増額したものであります。

次に、報告第9号についてであります。本報告は、一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、平成24年度診療報酬改定に伴う施設基準の改正において、特定の手術について消化器内科及び消化器外科の標榜が必要条件となり、直ちにむつ総合病院の診療科目を変更する必要があるため、また、併せて医療法施行令の改正に伴い、同院の診療科目の見直しを行うため、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました3議案5報告について、その大要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御認定及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時19分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 一般質問を行います。

#### ◎佐賀英生議員

○議長（鎌田ちよ子） 3番佐賀英生議員の登壇を求めます。3番佐賀英生議員。

（3番 佐賀英生議員登壇）

○3番（佐賀英生） おはようございます。むつ市議会選出の佐賀英生でございます。昨年の改選に伴い、市民の皆様のもう一度頑張ってみろとのご支持をいただきまして、市議会の末席を温めさせていただくこととなりました。医療センター議会は初めてでございますので、何かとご迷惑をおかけすることもあろうかと思いますが、何とぞよろしく願いいたします。

また、新人でございますので、舌足らずの点が多々あろうかと思いますが、精進を重ねてまいりますので、ご容赦のほどをよろしく願いいたします。

それでは、一部事務組合下北医療センター議会第119回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、2項目3点について質問させていただきますので、理事者皆様の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

それでは、第1項目のジェネリック医薬品の使用についてを質問させていただきます。我が国は、少子高齢化が顕著となっており、年々医療費が上

がってきております。よわいを重ねますと、当然に若いころの無理がたたりに、それ相当の老いの上に体に不調が出てきます。一部の国を除き高齢化が顕著な国は、医療費の増大に加え、当然のごとく薬品代も比例してきております。それは、国のみならず地方も比例してきており、特に過疎地域を中心とした地方の地方は顕著でございます。すなわち、医療費の増大は地方財政に大きく響くものであり、家計にも大きな負担がのしかかってきます。そこで私は、少しでも自治体と家庭が医療費の軽減に努めるためにジェネリック医薬品の使用を高めることができないかと考えたものでございます。

皆様ご承知とは思いますが、ジェネリック医薬品についておさらいをしてみたいと思います。一般的に新薬の開発には、150億から200億かかると言われております。開発企業は、当然コストを回収するために特許を取得し、独占的に製造販売いたします。この特許権の存続期間、約20年から25年終了後に許可を得て製造される医薬品をジェネリック医薬品または後発医薬品と申します。直訳しますと、一般的とかブランドにとらわれないという意味で、製造には数千万円程度でできると言われており、新薬に比べて3割から7割程度で提供できるということです。世界的なジェネリック医薬品の普及は、世界保健機関の発表では、2009年の資料で日本は20%、アメリカ69%、イギリス61%、ドイツ64%となっております。健康保険制度が各国違うので、一律には比較できませんが、先進国の中では日本が極めて低い普及率です。政府は、2012年には年30%に上げたいと発表しております。青森県の国保ベースを見ますと、6月現在12.4%で、下北地域を見ましても10.2%と低い普及率です。しかし、下北地域の昨年からの伸び率は2.7%で、県の伸び率も倍以上であることをつけ加えさせておいていただきます。

一方、ジェネリック医薬品に対しての疑問点も指摘はされております。先ほど述べました特許についてですが、全ての特許が切れて普及されるわけではなく、3点ある特許のうち物質特許という成分の部分だけの特許が許されるわけで、製法特許、製造特許が残るわけです。医師の85%が品質、効果について疑問を持っており、有効性試験はあるものの安全性試験がないとのこと。効能は保証されておりますが、その製法、すなわちカプセルの厚みや錠剤の固め方に疑問があるということですが、医師にもいろいろありますので、深い詮索はやめておきましょう。私は、薬価軽減、受益者負担の軽減を促進するためにジェネリック医薬品の啓蒙に努めるべきと思っております。

以上のことを踏まえ、管理者にお伺いいたします。

まず1点目といたしまして、ジェネリック医薬品の使用について、下北医療センター医師たちと連携を今以上に深めることができないか。

2点目といたしまして、ジェネリック医薬品の使用を高め、薬価削減に努めるとともに、年次目標を決めて取り組んでいけないかを質問いたします。もろ刃の剣になりかねないかもしれませんが、管理者の誠意ある答弁をよろしくお伺いいたします。

続きまして、2項目めの検査結果の日程確認についてをお伺いいたします。高齢化及び公共交通の少なさにおいては、当下北は大変苦慮しております。ちょっとした買い物や通勤においても車は必需品で、なくてはならないものとなっております。しかし、お年寄りの方は免許所有者が少なく、公共交通を使用して時間をかけて通院しなくてはならない方が多数おります。検査などすると、検査結果を聞くために再度通院し、時によっては家族が結果と一緒に聞くということは間々あることであります。そうなりますと、平日ですので、大

半の方は休みをとって同伴するというケースがふえてまいります。こういうご時世でございますので、日給月給という方も少なくなく、家計にも響いてくることは承知かと思いますが、伝える側の都合で、わざわざ来てもらっているにもかかわらず、結果が出ておらず、「また来てください」と言われたときの患者と付添の方の心情は想像に難くないことだと思います。そういう事案を一件でも減らすように努めるべきと思っております。

以上のことを踏まえ、お伺いいたします。

患者及び付添者のストレスを軽減すべく検査結果を知らせる日程を確認、連絡できないかを管理者にお伺いいたします。

以上、壇上での一般質問とさせていただきます。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問の1点目、ジェネリック医薬品の使用について、下北医療センター内での連携を深めることができないか、またジェネリック医薬品の使用を高め、医療費削減に努めることができないかについてお答えいたします。

ジェネリック医薬品につきましては、先発医薬品と比較して効果は同じで、金額が安いというメリットばかりがあると一般的に思われているようです。しかしながら、主成分は同じであっても、主成分を安定させたり溶けやすくしたりする添加物等の違いがあり、先発医薬品とは全く同じものではありません。また、ジェネリック医薬品については、医薬品会社に所属する医薬情報担当者が地方の医療機関まで訪れることが少なく、副作用等の情報が極めて少ないのが現状となっております。このことは、ジェネリック医薬品の使用促進を積極的に進めております厚生労働省におきましても、普及が十分に進まない理由の一つとして、

医療関係者の間で、ジェネリック医薬品に関する品質安定供給、情報提供体制等について十分な信頼が得られていないとの見解に一致するものがあります。患者さんを診察する医師にとりまして、医薬品の処方は命に関わる問題でもありますので、臨床試験等の情報量も多く、より安全で、より効果が期待できる先発医薬品を処方するのは当然の結果ということになるかと存じます。ただし、それぞれの患者さんの病気やその症状によってはジェネリック医薬品を処方することが可能な場合もありますので、担当医師に相談していただきたいと存じます。

また、今年度の診療報酬改定により、処方した医薬品を替えることができないものについては処方箋に「変更不可」と記載することとなっており、「変更不可」と記載のないものにつきましては、薬局の薬剤師と患者さんとで相談してもらい、ジェネリック医薬品に替えることも可能となっております。

議員ご質問の趣旨は、ジェネリック医薬品の使用により医療費削減、患者さんの負担軽減が図れないかということであろうと存じます。先ほども触れましたが、ジェネリック医薬品の使用につきましては、それぞれの医師の考え方、判断に左右されますので、下北医療センター内で連携し、推進していくことは難しいものと考えます。しかし、議員ご質問の趣旨をご提言としてお受けし、ジェネリック医薬品の利用も含め、よりよい医療を提供しながら、患者さんの負担軽減に努める方策を検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、検査結果の日程が変わった場合、事前に連絡できないかのご質問にお答えいたします。

まず、検査結果の日程について、患者さんに多大なご迷惑をおかけしたことに對しましては、深

くおわび申し上げます。むつ総合病院においては、生化学、血液、細菌等の臨床検査、CT、MRI等の撮影による検査、超音波検査、消化管、内視鏡検査等の多くの項目にわたり検査を実施しております。これらの検査のうち、内視鏡検査で……

(ワイヤレスマイクの混信あり)

○議長（鎌田ちよ子） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の答弁を管理者よりお願いします。

(宮下順一郎管理者登壇)

○管理者（宮下順一郎） 先ほどの答弁に引き続き述べさせていただきます。

むつ総合病院においては、生化学、血液、細菌等の臨床検査、CT、MRI等の撮影による検査、超音波検査、消化管、内視鏡検査等の多くの項目にわたり検査を実施しております。これらの検査のうち、内視鏡検査で病理検査を伴わない場合は、その場で検査の状況や結果を説明できますし、レントゲン撮影による検査や臨床検査の大半は検査当日に結果が判明し、患者さんへお知らせしております。一部の臨床検査等については、当院で対応できず、外部へ委託する場合もあり、この場合は結果判明まで数日を要することから、委託先で指定した検査所要日数を参考として、治療に影響が及ばない程度の余裕を持って結果説明日を指定して、その日に受診するようお願いしております。ただ、説明日をあらかじめ指定しても、検体の送付のタイミングや休日等が続いた場合は、非常にまれにですが、所要日数が大きくずれることがあります。また、CTやMRIの検査、病理検査については最長で10日程度かかることから、あらか

じめ結果説明日を指定し、説明日の前日に結果が出ていないか、担当部署に問い合わせから受診するようをお願いしておりますが、スタッフの説明が行き届かないケースもあると思われます。

いずれにいたしましても、結果説明日の設定に当たっては、医療スタッフが適切に対応できるよう徹底してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鎌田ちよ子） 3番佐賀英生議員。

○3番（佐賀英生） する答弁を聞かせていただきました。

まず、ジェネリックのほうから伺いたいと思うのですが、いろいろ医師の処方というか、考え方とか等々あるということなのですが、この9月から厚労省のほうでもジェネリックの普及に努めるということで、7つの薬と申しましょうかについて指定をしています。強心剤、血圧降下剤等々なのですが、私がなぜこのお話をさせていただきますかという、先般何名かの方が血圧の薬で断られたと。血圧の薬は私も飲んでますので、その症状によって広げてみたり、血流を出してみたりとかいろいろあるらしい、利尿作用とかあるらしいのですが、1人の方はジェネリックに替えていただいて、もう一人の方は断られたと、そういう事例があったものですから、今させていただいたのですが、国のほうでは、厚労省のほうではどちらかというと推奨している、県でもさっき言ったとおり、若干ですが、普及率を上げています。また、当然市でも上げていますし、また各町村の病院等々もやっていることかと思えます。その中で医師は医師の考え方があろうかと思えます。プロフェッショナルですから、当然その患者に合ったものというのがあるのですが、もうちょっとお医者さんと患者がきっちりとお話をした中で、この程度までいけるというのがあったとしたら、替えてもらう、また替えてもいいのではないかとこのよ

うな説明の仕方もよろしいのではないかなと思うのですが、管理者、そこら辺のところはどうお考えでしょう。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 佐賀議員、お二人の知人の方の対応の仕方というふうなことでございましたけれども、これはやはり第一義的にはジェネリックを、これは処方することが可能な場合と可能でない場合、こういうふうなことがあるわけでございますので、その部分には担当医師とよくご相談をなさってほしいなど、こういうふうに思います。私自分のことでちょっと申しわけございませんけれども、薬を飲んでいまして、汗をかいているのですけれども、きのう処方箋いただきまして、そして薬局のほうに行きましたら、これはジェネリック対象外ですよとか、これはできますけれども。その場合、ドクターから診察を受けたときに、そういうふうなことはお話がありました。そういうふうな形で、むつ病院ではございませんけれども、そういうふうなことで、医師それぞれの判断、これがやはり出てくると思います。やはり最高の医療、そして薬を処方して患者さんの回復を願うというふうな立場であろうと思えますので、これを全体的にずっと広げ、強制的にやっていくということは、やはり先ほどのジェネリックの成分とは全く同じものではございませんので、この部分でのお医者さんの、医師の考え方、判断に左右されるものではないかというふうな思いでございます。

ただ、これむつ市のほうのちょっと例なのですが、けれども、むつ市で特定健診、これの案内をした際に、ジェネリック医薬品については厚労省の公表データから先発医薬品と成分及び規格が同一のものにより記載していますが、場合によっては切り替え、処方できないことがあります。この部分は、医師や調剤薬局の薬剤師と十分相談してい



ただきますようお願いします、お薬の値段が下がっても、価格が下がっても、技術料や管理料などで自己負担額が増加する場合もあるということでご留意願いたいというふうな、やはりそういうさまざまなシステムの中、その成分の問題、これもあろうと思いますので、これを全病院、全診療所的に取り扱うということは、ちょっと私はリスクを含んだ行動になるのではないかと、このように思いますので、ご理解賜りたいと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 3番佐賀英生議員。

○3番（佐賀英生） いろいろ医師の考え方、そして効能とかあるのですけれども、結局その会社でつくった、きのうもちょっとその薬品のホームページ等々見てきたのですが、つくったところが出しているところもあるわけですよ。さっき言ったとおり、3つの特許というのがありまして、製造、製品というのがあったのですが、書いてあるのは、カプセルに例えれば厚みが違ってきて、その効くあんばいが違ってくるとかというのもあるらしいのですが、同じところで出している薬だと同じものでできると思います。これは、私は医師でも薬剤師でもありませんので、かちつとしたものはできませんが、今後においてなのですが、医師と患者がなるべく意思の疎通をしながら、できるものはできるようにして軽減させていく方向にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の日程の件なのですが、いろいろ日程のほうはご都合があらうかと思えます。人間のやることですから、必ず100%いくというわけではありませんが、せめて来たらわかる程度、もしおくれるというのなら連絡するとか、全部に連絡しようということではなくて、わざわざやっぱり仕事を休んで来なくてはいけないという方が多々おられるということで、そういうおく

れそうな方ですとか、そういうのは数としては多分少ないと思います。私も聞くのはそうそう多くありませんので。そういう特に重要な検査ですとか、誰か付添の方を伴うような年齢の方もしくはそういう状況の方のときは、なるべくそういうお知らせをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） この部分においては、今佐賀議員お話しのように、そんなにケースは多いわけではないと思いますけれども、そのかなりの精神的なプレッシャーを感じながら、病院にその検査の結果を聞きに来るわけでございますので、そのタイミングがまたずれてしまうと、またさまざまなストレスがたまって、非常に安心感が出てこないと思いますので、この部分に結果の説明日ということの設定については、これから医療スタッフが適切に対応するように努力をしていきたいと、このように思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 3番佐賀英生議員。

○3番（佐賀英生） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それに付随して、日にちがずれたときにお医者さんがちょっと患者さんの気にさわるようなことを言ったと、そういう事例がございまして、大変患者さんが少し、時々感情というのがありますので、気分のいい日もあれば、気分の悪い日もありますので、受け取り方というのはさまざまかもしれませんが、そういうクレームが来ました。

管理者、どうでしょう、誰もが、ここにいる議員の皆さん、また多々町の皆さんも経験をしたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、私も議員になると、いろんな苦情を受けます。あのお医者さんの対応がどうだとかこうだとかと。それは、さっき言ったとおり、受け取り方ですと

か、その日の気分もあっていろいろさまざまかと思うのですが、これというのはどこに私たちはお話をしたらいいのかと。というのは、医療センターの誰に言って注意してもらったらいいのか、もしくは各町村の副管理者に言ったらいいのかというさまざまな対応の窓口といたしまして、そこらになろうかと思うのですが、どういうふうにしたらいいのか、後学のためにお知らせ願いたいのですが。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 佐賀議員のご質問、お医者さんがかなり苦情を言われているという状況でございますけれども、一応町村さんのほうにこちらのほうから委任をしておりますので、お話ししていただけるとなれば、その管理者、副管理者のほうで対応していただくのが一番かと思えます。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 3番佐賀英生議員。

○3番（佐賀英生） そうすれば、確認という意味で、例えば私どもにまだ言える人はいいのですけれども、直接病院のほうに、事の大小は別として言う方もいますし、もし私どもに来た場合は、その管理者、例えばむつだったらむつの管理者、大間の人は大間の副管理者という形のほうに言ったほうがよろしいのでしょうか。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 相談の窓口というのがありますので、医療相談室というのがむつ病院のほうにはございます。そこにお話ししていただければ、そのもろもろの相談については対応できるかと思えます。

あと、町村のほうに関しても、一応むつ病院の医療相談の窓口のほうにお話をいただければ、そこからまた話はしていけると思えますので、ご了承くださいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） これで佐賀英生議員の一般質問を終わります。

### ◎川下八十美議員

○議長（鎌田ちよ子） 次は、1番川下八十美議員の登壇を求めます。1番川下八十美議員。

（1番 川下八十美議員登壇）

○1番（川下八十美） 「なせばなる なさねばならぬ何事も ならぬは人のなさぬなりけり」という有名な言葉がございます。この「なせばなる」という言葉は、かつて内村鑑三氏が日本の代表的な5人の方の1人として名を取り上げ、またかの第35代アメリカ合衆国のジョン・F・ケネディ大統領が最も尊敬する日本人として、その名を挙げられた上杉鷹山の言葉であります。

なぜ私がこの言葉を常に口ずさみ、この医療センター議会での一般質問の枕言葉に引用するかと申せば、今から260年ほど前に、鷹山は九州の小さな農家の藩士の次男坊として生まれ育ち、そのとき跡継ぎのいなかった山形県上杉家の藩士の養子となり、鷹山わずか17歳のときであります。しかも、上杉藩は財政は火の車であったにもかかわらず、鷹山は早速藩の財政改革に取り組み、ついには財政再建をなし遂げたということだけではなく、何よりも鷹山は領内各地域に医師、お医者さんを配置して、領民の健康管理、いわゆる医療行政に積極的に取り組んだというほかならないからなのであります。しかしながら、鷹山は、残念なことに72歳にしてこの世を去ったのであります。くしくも私は当年とって72歳、この世に生まれ、この世に生かされておるといふ命の尊さと、大自然の摂理の恵みに心から感謝を申し上げつつ、上杉鷹山が生涯「なせばなる」というこの信念を貫き通したという、その先人の教えに学ばせていただいて、ただいまこの医療議会に一般質問

できまする私は、自分自身の人生の中で最も喜び  
といたしておるところであります。

顧みますれば、私自身も、昔は11軒あった部落  
でありましたが、今ではたった3軒だけしかなく  
なってしまった奥内二又部落の農家の次男坊とし  
て生まれ育ち、養子にさえ出されませんでしたけ  
れども、裸一貫で政治家を志し、27歳でこふる  
さとむつ市の市会議員にさせていただいて、考え  
てみれば、はや45年、この間14回の選挙を体験さ  
せていただきました。まさに七転び八起きの波瀾  
万丈の人生であると言っても決して過言ではない  
のであります。

しかも、今回この医療センター議会にむつ市か  
ら8名出ることにつきましても、実は26名の議員  
の選挙によってだったのであります。私は、議会  
での会派を否定するものではございませんけれど  
も、町村議会のように、無会派、この議員が5人  
おる中の一人会派なのであります。

正直言って、当初のむつ市議会での組織会にお  
いては、3つある常任委員会の委員や一部事務組  
合2つある一方の下広の議員等々は、会派からも  
それぞれの推薦によって決まったのでありますけ  
れども、この医療議会の議員だけは、私をも含め  
て選挙になってしまったのであります。だが私は、  
初心に返り、医療議会にだけは一度は出ていかな  
ければならないという固い信念を持っておりまし  
たので、それにこだわって、実は選挙で戦ってま  
いたのであります。

幸いにして、なせばなるということで、その選  
挙で当選をさせていただいて、今こうして皆さん  
と一緒に16名の中の一人として医療議会に参画さ  
せていただいております、この意義深きときに、  
さらに記念すべき第119回のこの定例議会に当た  
って、私は処女質問と銘打って、次の3点6項目  
にわたって一般質問を試みるものでありますので、  
宮下管理者、佐藤院長先生をはじめ理事者の

皆様方におかれましては、前向きな、しかも建設  
的なご答弁をご期待しておく次第であります。

まず、質問事項の第1点目は、不良債務と借入  
金についてであります。ご承知のとおり私の持ち  
時間はむつ市議会であればおおむね1時間であり  
ますけれども、当議会は40分ということであり  
まするので、極めて事務的に申し上げますけれど  
も、一部事務組合下北医療センターは、今から41年  
前の昭和46年に8市町村で構成され、設立された  
ものであります。合併した後は、1市1町3村で  
構成し、組合運営をいたしておるわけでありませ  
んが、最近組合組織そのものの改編の議論が具体的  
になってまいったことは論をまたないところであ  
ります。

私は、その組合の根幹を揺るがすものは、何と  
いっても不良債務にあると存するのであります。  
健全な組合運営であれば、不良債務が発生するは  
ずがなく、残念なことに、ピーク時の平成16年度  
には80億円にも達したと聞き及んでおるのであり  
ますが、しからばこの不良債務の現在の残高はお  
幾らになっているのか、正直にお知らせ願いたい  
というのが私の質問事項の要旨でありましたけれ  
ども、先ほど管理者から、議案の提案理由の中で、  
このことが明らかにご説明されましたので、私は  
質問を割愛し、答弁を求めませんので、議長には  
かようにお取り計らいくださいますようお願いを  
申し上げておく次第であります。

次に、第2点目の青森銀行と十和田おいらせ農  
協からの借入金についてであります。この借入  
金については、そうはまいりませんので、ご答弁  
を願いたいと思うのであります。

まず、借入金の返済計画を問う前に、何ゆえ、  
どうして農協からまで借入しなければならなかつ  
たのか、その借入経緯をご説明願いたいのであり  
ます。

あわせて、青森銀行と農協からの借入金の現在

残高、利率、しかも一時短期借入れなのか、それとも長期借入れなのか、そしてその区分と返済計画を明らかに願いたいのであります。

質問事項の第2点目は、出納取扱金融機関についてであります。私の長年の議員経験の1ページをひもといってみますと、たしか昭和61年ころであったと思っておるのであります。当時みちのく銀行であった取扱金融機関が、突然青森銀行に変更になったと記憶いたしておるのであります。それまでは、合併する以前の田名部病院の時代から旧青和銀行、そして弘前相互銀行と合併した後も、一貫してみちのく銀行が取扱金融機関であったのであります。私は当時のいわゆる変更になった時点での理由等を現在の管理者に深く問う気持ちは毛頭ありませんけれども、しかし管理者はこの取扱金融機関についての基本的な考え方、そしてその一連の経緯についてどう受けとめられ、どのように認識をされておるのかは確認をしておかなければならないのであります。

その上で私は、2つ目として、むつ市金融団との協力体制を構築するべきであると提言をいたしたいのであります。このことは、前段の借入れとも関連をいたしますけれども、むつ市内には金融機関の親睦団体ではあります。むつ市金融団、いわゆる青銀、みちのく、青い森、そして県信用の4行があるわけでありまして、私は、単純に考えまして、これらの金融機関と公共医療機関、広域医療機関としての性格上から、取引関係を構築できないものかと提案をいたしたいのであります。管理者のご所見を賜りたいのであります。

最後に、第3点目として、むつ総合病院の改築についてであります。具体的には、ヘリポートを設置するむつ病院の改築年度と計画立案を示していただきたいということでありまして。私は、何事も悲観論だけを唱えておるのであれば、進歩、発展、改革は断じてないものと思っておるのであり

ます。しかるに、財政状況が非常に厳しい医療センターではございますけれども、それよりも何よりももっともっと厳しいのは、むつ病院のこの建物そのものの耐震状態であります。むつ病院の改築は、急務を要し、通院患者さんはもとよりのこと、入院患者さん、お医者さん、医師の皆さん、看護師、職員等々の生命、いわゆる命の安全安心をモットーにした日々の働く職場をつくってあげることが私たちの任務ではないでございましょうか。一日も早く改築をしてあげなければならないと思っておるのは私一人ではないと思うのであります。

加えて管理者、救急患者、いわゆる急患率の高速性を高める上においても、私は名前は言いませんが、その筋から既にいただいておる1億5,000万円を使用したヘリポートの設置をする、そのむつ病院の改築年度と計画立案を示していただきたいと存するのであります。いかがでございましょうか。お伺いをいたす次第であります。

以上で私の壇上からの質問といたしますが、ご清聴を心の芯より感謝を申し上げ、私の一般質問を閉ずるものであります。ありがとうございました。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 川下議員のご質問にお答えいたします。

まず不良債務と借入金についての第2点目、青森銀行と十和田おいらせ農業協同組合からの借入れに関し、なぜ農業協同組合から借用しなればならなかったのかについてのご質問にお答えいたします。

下北医療センターは、平成に入ってから一時借入金の額が年々膨れ上がり、青森銀行で設定されました貸付限度額上限の100億円を超えてしまう見込みとなりましたことから、追加分の借入れ

先を探し、他の金融機関と交渉いたしました結果、最終的にははまなす農業協同組合となりまして、平成11年9月から借入れを開始し、現在に至っております。

次に、青森銀行と農業協同組合からの借入金の状況についてのご質問についてお答えいたします。下北医療センターでは、1会計年度内における運転資金の不足を補うための短期借入金となる一時借入金を2つの金融機関から借入れしております。本年9月当初の借入額は、青森銀行では27億5,000万円、十和田おいらせ農業協同組合では19億円で、借入利率はいずれも1.4%となっております。また、長期借入金になります企業債は、政府系資金のほか、民間資金では青森銀行から借入れしております。青森銀行の平成23年度末未償還残高は9億264万6,907円で、借入利率は0.64%から1.12%まで、償還期間は5年から10年までとなっております。

次に、出納取扱金融機関についての第1点目、出納取扱金融機関の基本的考えについてのご質問にお答えいたします。まず、出納取扱金融機関の指定につきましては、地方公営企業法に規定しておりますとおり、管理者が出納取扱金融機関を指定することになりますが、指定の条件といたしましては、金融機関の健全性、利便性及び下北医療センター関連業務への対応などの諸条件を満たしていることが判断基準となると考えております。また、指定する出納取扱金融機関の構成につきましては、下北医療センターの組織や運営形態において最も効率的で能率的な出納事務ができるかが鍵となると認識しております。

次に、第2点目のみちのく銀行から青森銀行に変更した経緯と認識についてお答えいたします。まず、むつ総合病院の出納事務の取り扱いをみちのく銀行から青森銀行に変更した経緯につきましては、当センター運営の見直し及び経営改善の方

策の一つとして会計事務の一元化を図るため、昭和61年7月1日から当該事務の取り扱いを青森銀行に変更したようであります。当時青森銀行は、総括出納取扱金融機関に指定されており、むつ総合病院内に所在する下北医療センター事業本部事務局の出納事務の取り扱いを行ってまいりましたことから、これにむつ総合病院の出納事務を追加したものであります。むつ総合病院及び事業本部事務局における出納事務の一元化により、事務の軽減を図るといふ部分では効果があったものと認識しております。

次に、第3点目のむつ市金融団との協力体制構築の考えについてお答えいたします。前段でも申し上げましたように、指定する出納取扱金融機関の構成につきましては、下北医療センターの組織や運営形態に合わせて、その時々で最も効率的で能率的な出納事務ができることを念頭に考えていかなければならないものと認識しております。また、下北医療センターにおける一時借入金や企業債の借入れにつきましては、むつ市金融団に所属する金融機関も含め有利な条件での資金調達について今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、むつ総合病院の改築に関しまして、ヘリポートを設置するむつ総合病院の改築年度と計画立案を示せについてのご質問にお答えいたします。むつ総合病院一般病棟は、昭和52年に建設され、既に35年が経過しております。平成20年3月に実施いたしました耐震診断では、一部で基準を下回る結果となっておりますことに加え、3.11東日本大震災を教訓といたしまして、一般病棟建て替えは緊急性の高い事業であることを強く感じております。しかしながら、一般病棟の建て替えは大規模事業となりますことから、むつ総合病院及び下北医療センター構成市町村の財政状況も十分勘案しながら、その時期を判断していかな

ければならないと認識しております。

また、一般病棟建て替えの財源につきましては、多額の企業債の発行が不可欠でありまして、国、県との事前協議も必要であると考えておりますので、現段階では建設時期をお示しできる状況にございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

議員ご指摘の病棟建て替え時のヘリポートの設置でございますが、むつ総合病院は災害拠点病院に指定されておりますことから、設置は不可欠と考えております。現在は、むつ市役所駐車場を仮のヘリポートとして使用させていただき、緊急時には救命救急センターが設置されております弘前大学医学部附属病院、県立中央病院、八戸市立市民病院へ、ヘリコプターで搬送しておりますが、病棟建て替えに当たっては、全国各地の病院にありますようなヘリポートを設置し、より充実した救急搬送体制を構築してまいり存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（鎌田ちよ子） 1 番川下八十美議員。

○1 番（川下八十美） 壇上でも言いましたように、不良債務につきましては、議案第8号において詳しく質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

2 番目の青銀と十和田おいらせ農協の関係は、それこそ大きい2 番目の市中銀行との協力体制構築と関連がございますので、あわせて再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

管理者、私は医療議会で質問をいたしておるわけですから、農協内部のことは余り申し上げたくはございません。しかしながら、私は市会議員もいたしておりますので、農協、いわゆる農家の方々のことも一面では考えなければなりません。そこで管理者、今はまなす農協から十和田おいらせ農協に合併になりました。この合併をするに当たっての農協の組合員の方々がどういう状態

に置かれておるかということは、これは管理者もおわかりいただけると思います。

その部分で1 っだけ申し上げますが、私たちのこのむつ病院がお借りしている当時は、今から13年前だったと思うのでありますけれども、一時は22億円だったのです。今19億円であります。私は、管理者、農協の組合員が、今十和田おいらせ農協の組合長宛てに、この貸し付けは農外事業資金の貸し付け、いわゆる農業以外の資金の貸し付けであり、内部告発の上申書も十和田おいらせ農協の組合長である竹ヶ原幸光さん宛てに起こされようとしている現実を管理者はご承知でしょうか。私は、このことは我々医療議会でも、現在19億を借りておるわけでありますから、時間の関係もありますから、管理者、頭のいい方でありますから、あわせて私が何を言いたいかということ、市中銀行の金融機関は、本来の市民の皆さん方から預金を集めて、それを貸し付けし、利息を得て、そういう業務が金融機関でございます。ですから、私は、今管理者からご答弁を賜ったように、この市中銀行の方々の協力体制をつくっていきたく、是非そうして1 行から5 億円ずつ借入れをすると20億円になるでしょう。全部とは言わない。農協さんからも、5 億円ぐらいは借りていいと思う、これは。ですから、市中銀行から借入れを起こして、農家のためにこの資金が使われなければならない本来の私は資金だと思っております。農協からすれば。ですから、私たちは、それを一日も早く農協さんに返済をして、それを農協さんが、農家の、農民の今状況は非常に厳しい、そういう人たちを、農家の方々に融資をしたり救ってあげようような体制をつくるのが下北医療センター議会としての役目ではないでしょうか。関連をしてご答弁を求めます。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 農協のほうから借入れ

が今現在19億円と、十和田おいらせ農業協同組合で19億円、利率が1.4%と。これは、当時やはりそれなりの、農協内での貸し付けについてはそれなりの審査を受けてむつ病院に貸し出したというふうな経緯があらうと思います。この部分で、農外事業資金の貸し付けというふうなこと、それがそれに抵触するかどうか、またその農外事業資金と、そういうふうなものがやはりなされてはまずいのかどうか、そういうふうなところの判断、これはやはりひとり農協にあらうと思います。当時のそれは当然相対で金利の問題だとか、そして判断がなされたものだ、このように思いますので、現在私の立場として、先ほどご提案がありましたけれども、金融団から1行当たり5億円ずつ借りろというふうなことのご提案がありますけれども、なかなか今金融団のほうでも非常に厳しい状況であるというふうなことで、また審査も受けなければいけない。そういうふうなことがありますので、現在のままの体制をとっていきたいと、そのように思います。

そしてまた、組合員の皆さんが不利益を被っているというふうなことも、ちょっとそういうふうなニュアンスのご発言がありましたけれども、その部分、19億円貸し出しすることによって、そのしわ寄せが来るのかというふうなこと、これはなかなか私にとっては理解ができないものでございます。

以上です。

- 議長（鎌田ちよ子） 1 番川下八十美議員。
- 1 番（川下八十美） 管理者、そういうことではなく、そうなる私をもっと突っ込まなければいけないのです。この原資は、それは農協さんの預金かもしれません。しかし、この原資の本体は、県中央農協からソーラー対策事業、いわゆる農家を救済する事業の資金として当時は25億円、私の記憶では来たものなのです。これ言いたくないよ。

当時杉山市長さんは農協の組合長であり、むつ市長さんであった。だから、この中から22億円借りたのです。だから、私はそれを掘り起こしたくない。というのは、今の管理者の答弁の中で、市中銀行とも協力体制をつくっていくと。管理者、市中銀行の方々と話をしてみてください。1.4%の利率、青銀さん、そのとおり。市中銀行の方々は、協力しますよ。もっと言えばなんだけれども、金利を安くするかもしれませんが、はっきり申します。ですから、私が言わんとするのは、農協さんから借入れを起していることは、私悪いとは言っていない。だけれども、19億円ものやっばり額は、農家のことを我々が思えば、これはいささか自制してまいらなければならないということでもありますから、管理者、その辺もう一遍このところご答弁をお願いします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） むつ市金融団とは良好な関係でおつき合いをさせていただいております。ただいま川下議員、つい最近のことをご存じのかなと、こう思いますけれども、それなりに金利を交渉させていただき、それなりの金額、これを借入れを行っております。

そしてまた、農協の借入れ、この部分については、私は今初めてお聞きしたことでございます。そういうふうな資金の中からの貸し出しなのか、そういうふうなことは、議会の中で議論されたということは、やはり農協さんのほうに、これは正式な形でお尋ねをしなければいけない問題なのではないかなと、こういうふうに関心しました。そのほかのほうの金融団とは順調にお話をさせていただき、金利の交渉も難しい段階に来ますと、私が出かけて行って、さまざまな形で取引をお願いしているということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 1 番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） 時間が40分ということありますので、あと6分ぐらいだと私のストップウォッチでは示しておりますから、議長、ひとつよろしくをお願いします。

そうは余り突っ込みませんが、私の言いたいこととお酌み取りいただき、ひとつ管理者としてのご努力をお願いしたいと思います。

もう一つ、私は決して青森銀行さんに恨みつらみがあるわけではありません。そういうことは毛頭ありません。正直言って、青森銀行さんから女房の年金を担保に選挙資金も借りて選挙をやっているわけですから、そのあれは毛頭ありませんが、管理者、言わせていただきます。今青森銀行さんから受付カウンターさんに2名ほどおいでになっております。その隣にはニチイ学館さんがずらっと並んでおります。私は悪いとは言いません。どうですか、院長先生。この方々のカウンターでの着るもの、私は白衣を着せろとは言いません、むつ病院のきちとしたユニホームをつくって、患者さん、市民に直接対応する部署です、むつ総合病院のユニホームをつくって、着せるべきではないですか。どうですか。これは、管理者、院長でもどちらでもいいです。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） ただいまユニホームを一緒にしろというふうなご提案でございませけれども、受付窓口スタッフ、このユニホームはさまざまその職務に分けております。そしてまた、職員でもない、要するにニチイ学館だとか、委託しております。そういうふうな部分、委託先の職員は、各委託事業者で用意した制服、ユニホームを着用しているというのが現状でございませ。この部分で、制服ユニホーム、これを分けることによって業務の役割、そしてまた分担によってわかるというふうなこと、そういうふうなメリット性があります。これは、患者さんにとりまして、病

院機能がわかりやすいものではないかと。これを一色にしていまいますと、なかなかこれがちょっと混乱が生じてくるものと、こういうふうな形で捉えておりますので、病院機能をわかりやすくするという面でご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） それは、私の主観とは違いますね。管理者、受付カウンター窓口です。よく管理者もいろんな面で言われるように、市民目線、患者目線で接するところは窓口が一番なのです。私は、胸に張っている「やさしさと笑顔をあなたに」ニチイ学館、ありがたいです。が、やっぱりむつ病院の姿勢が、その辺はニチイ学館さんも青銀さんも理解してくれると思います。むつ病院の職員になって、何が担当の区別をつけさせるのが市民に対するサービスですか。私は、そうは思いません。市民は、むつ病院に来て、お金を取られるのは青銀さんに、受付のあれはニチイ学館さん、そういう理解しませんよ。だから私は、むつ病院のきちとしたユニホームをつくって、職員になりかわって、患者さんの目線できちっと対応するのが、これが私はそうだと思います。大したお金かかりませ。もう一遍、管理者、どうですか。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） それぞれの職務において、私は病院の中では訓示等がある場合は、患者目線を忘れずにというふうなことを話をしております。事務スタッフは事務スタッフ、そしてまた受付、その部分においては現金を扱う出納の部分、それは青銀の多分ユニホームだと思います。そしてまた、ドクターを支えている部分においてはニチイ学館というふうな形で、職務をしっかりと見せするというふうな、そういうふうな考え方もあってしかるべきだろうと、私はそういうふうに思います。ただし、そのことによって患者目線とい



うことは忘れてはいけないよというふうなことは常にお話をしておりますので、その線でご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） マイクのやりとりでの多少のロスがありますので、議長、配慮してください。

そこまでにしておきますが、管理者、3番目のむつ病院の改築、もう35年たっているのです。そして、いろんなあれがあるでしょう。だが、目標、目途、これだけでも表明できませんか。さらに設計、青写真等々も、今どういう状況になっているのかわかりませんが、こういったことも我々議会に提示できませんか。なぜならば、きょうだって、この議場、こういうトラブルが起きているでしょう。その病院の改築の中に議場も入っているのかどうかも我々は知りたいところなのです。目標を持つことだけでも、管理者、事情はわかります。表示できませんか。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 目標、目途、これを何年というふうなことになるかと、もうその形の中で進んで固定化されてしまいます。この部分で、その部分は、やはり現在では提示できない。また、それは入院棟でございますので、さまざまな関係の方々のご意見を聴いていかなければいけません。利用する患者さん、またその動向、そしてまた医師の動向、そういうふうなところも踏まえた中でこれから青写真、どういうふうな基本構想をしていくのか、まずグランドデザイン考えなければいけない。基本構想はどうか、基本設計はどうか、そういうふうな計画性を持って進めていかなければいけない。その場面で、今年年というふうなことは、現在のご提示する時期に至っておりませんというふうなことでご理解いただきたいと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） あと2点だけちょっと。簡単にやりますから。

私もしょっちゅう病院に来て、むつ病院への手紙というものを受付のところで見ているのです。それによって、院長先生からの回答が出ております。非常にいいことです。この部分についても、申し上げたいことがあります、議案のほうで質問させていただきまますので、ご了承願います。

最後に市長、……ごめん、どうもいつも「市長、市長」と言っているものですから、お許し願いたいと思います。管理者、今我々の下北半島で、北海道大学の平川教授だったと思うのでありますが、マグニチュード9ぐらいの地震が発生するというのを科学雑誌に発表しているのです。知床半島から下北半島沖、こういうときにいつ地震が来るかわからないのです。そういうときに、副管理者もたくさんおりますから、管理者が中心になって、この病院の改築にはもうちょっと積極的に取り組んでいただきたい。そして、その中に実は看護師7対1から10対1、また10対1に戻ったようでもありますけれども、この看護師不足、田名部高校には十何年間あったのです、衛生看護の学科が。今はもうなくなった。こういったところも、この設計の中に入れられますか、入っていますか。この点だけひとつお願いします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 先ほど来からお話しておりますように、そういうふうなデザイン等もまだ着手していない状況でございます。しかしながら、今ご提案がありましたそういうふうなことも可能なかどうか、これから例えば教室をつくって、それが今度入ってくる人がないとか、そういうふうな事態もあるわけでございますので、これからじっくりと、それから財源の部分もあります。そういうふうなことを四方八方目配り気配りをしながら進めていかなければいけない事業でござい

ますので、今の段階ではいついつというふうなことは、できるような状況に至っておらないということでございます。しかしながら、耐震の部分では、いささか問題があるところがあります。配管の部分、かなり傷んでおりますので、配管の部分については、できるところから先に手をつけていかなければいけない。動脈硬化を起こしているみたいでございますので、そここのところの対症療法で相済ませなければいけないところもありますので、そういうふうな対応をとっておるというところでございます。

- 議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。
- 1番（川下八十美） 管理者、じっくりではなく、熟慮はじっくりで結構です。今言うように、こういうふうにもう下北沖で地震が発生するという学者の……
- 議長（鎌田ちよ子） 川下議員に申し上げます。
- 1番（川下八十美） 終わります。ですから、じっくり熟慮するのは結構ですが、実行は迅速にさせていただくようにご要望を申し上げておきます。よろしく願いいたします。
- 議長（鎌田ちよ子） これで川下八十美議員の一般質問を終わります。

### ◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

- 議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第5 議案審議を行います。

#### ◇議案第6号

- 議長（鎌田ちよ子） まず、議案第6号 平成24年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。  
質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

- 議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第7号

- 議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第7号 平成23年度一部事務組合下北医療センター資本剰余金の処分についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第8号

- 議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第8号 平成23年度一部事務組合下北医療センター決算を議題といたします。

ここで、監査報告であります。平成23年度一部事務組合下北医療センター決算について、監査委員の報告を求めます。監査委員。

（小川照久代表監査委員登壇）

- 代表監査委員（小川照久） 平成23年度一部事務組合下北医療センター決算について、審査の結果

をご報告いたします。

今回審査に付されました一部事務組合下北医療センターの決算書、財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は、地方公営企業法ほか関係法令に準拠して適正かつ効率的に執行されており、経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

平成23年度決算では、不良債務が約32億1,200万円となり、前年度と比較して、約9億6,400万円解消されております。

資金不足比率は28.2%で、経営健全化計画の資金不足比率の目標値28.9%より0.7ポイント改善されております。これは、下北医療センターが一丸となって経営改善を推進したことに加え、資金不足解消のために一般会計繰入金が確実に行われたことが大きな要因となっております。構成市町村における地域医療に対しての継続した取り組みの結果であると受けとめております。

平成24年度は、経営健全化計画の最終年度となっておりますが、医師、看護師不足の深刻な状況、患者数及び医業収益の減少、また災害に強い医療体制の構築など、地域医療を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

今後経営健全化計画達成に向けて、構成市町村及び関係機関との連携を一層密にし、地域医療の安定的な提供に取り組まれるよう望むものであります。

なお、詳細につきましては、お手元に配布の平成23年度一部事務組合下北医療センター決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にさせていただきたくお願いを申し上げます、決算審査の報告といたします。

○議長（鎌田ちよ子） これでは監査結果の報告を終

わります。

決算について質疑ありませんか。2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 議案第8号 平成23年度一部事務組合下北医療センター決算について、2点にわたって質問をしたいと思っております。

1点目は、先ほどの小川監査委員のほうからも報告があったわけですが、そしてまた一般質問で川下議員も触れておりました。この23年度の決算を見ますと、看護師不足、要するに7対1から10対1に移行したことによって、その収入とどうか、歳入が3億2,882万9,000円が予算に対して減額になっております。

振り返りますと、このむつ病院の看護体制は18年の8月に基準変更の取得をして10対1から7対1に変更しました。私の記憶では、当時の7対1にしたことによる看護師の不足要員は、26名という記憶をしているわけですが、しかし思うように看護師が充足しない。このようなことから、23年3月から10対1に逆戻りをせざるを得ないという状況になっているわけがあります。そういうふうなことから、この3億の減収ということについては、むつ病院の経営上からいっても大変厳しい状況にあるという理解をするわけがあります。そういうことから、今後の看護師不足解消に向けた対策なり、7対1にまた戻す、このための見直しについて、1点目お伺いをしたいと思います。

2点目は、これもまた小川監査委員のほうからありましたが、この決算資料を見ますと、医療センター管内の各施設の利用患者数が前年度に比して1万3,885名減少しているわけがあります。その中身を見ますと、入院患者の減少が2,018名、外来患者は1万1,867名であります。そこで、そのほかに我がこの管内の医療機関の中で指定管理をしているむつりハビリテーション病院、大畑診

療所、風間浦診療所、東通地区診療所のこの利用患者数の中身についても承知をしているかと思えますので、お知らせを願いたいと思います。

そして、加えてこの利用患者数の減少の理由がどのようなことから減少しているのか、先ほど監査報告にもありましたように、入院患者、外来患者が減少することによって、これまた病院、診療所の経営に影響してきているというようなことがありますので、お知らせを願いたいと思います。

以上、2点よろしく願いたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 1点目の看護師不足の対策ということでございますけれども、22年から奨学金制度を導入しており、それでかなりの方に貸し付けをしているという状況にあり、それで今年度、24年度では6名の方が、その借りている方から採用になっているという状況にあります。それで、今後もまた結構な人数の方がいますので、その方をむつ病院のほうに採用していければなと思っております。

それで、あと対策といたしましては、看護師さんの勤務状態、それをもう少し改善していかなければならないのかなということで、今ワークライフバランスということでもって看護師の勤務体系をどうすればいいかというのを検討しておるところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、むつりハビリテーション病院等の利用者数ということでございますけれども、ちょっと今手元にその利用者数を持ってきていないものですから、後でお答えしたいと思います。よろしく願いたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 1点目の看護師の状況については、今お話を聞きました。前に私もこの看護師の労働条件というか勤務条件等の部分について

も、病棟看護師の部分で一般質問させていただきました。やはり状況としては、むつ病院に勤務をしたときに、勤務の条件が厳しいというか、こういうふうなことも我々の耳にも入ってきています。ですから、開業医のほうに職を求めるというか、こういうふうなことも聞いております。そういう面では、今事務局長から、この現在の看護師の勤務条件を変更していくというか、こういうふうなことの答弁がありましたので、是非とも今後25年度以降に向けて、この点について具体的に勤務条件の改善に努力をしていただきたい。

それと、お話がありましたこの修学資金の貸与制度、22年の9月に発足をしたわけですが、見通しとしては明るい見通しというのが今の答弁であります。いろいろやはり医療の充実を図るという面からも、この点について、より一層の努力をお願いをしたいと思います。

あとは、入院患者の減少の関係であります、数字でも資料の中であらわれております。川内診療所の入院患者が、特に10.9%、パーセントにしますと、むつ病院が1.7%の減少であります。先ほど他の指定管理の部分については、後ほど数字で報告をしていただけないようなことでありますが、この患者が減少している理由について、先ほど質問の中で求めたと思いますが、再度その部分についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 患者の減少ということでございますけれども、下北医療圏における人口減少がまず最大の原因と考えております。これから一段とまた厳しくなるとは思いますけれども、また多くの市民の方の期待に応えるように頑張っていきたいと思っております。よろしく願いたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 私は、今局長の話の状況とし

て、科学的な根拠はないのでありますが、状況としては高齢化が進んできている状況、それとこの頻度という部分については、団塊の世代が高齢化に向かって、高齢化の年齢に達していくというふうな状況からしますと、これまた相当今後も高齢化率は高まり、右肩上がりになっていくだろうと。比してこの病院にお世話になるという状況もまた比例していく、こういうふうな状況が高まると思うのです。そういう状況の中でありながら、入院患者、外来患者が減っているという部分については、端的に言うと、開業医のほうに流れているのかなという。それとまた、健康な高齢者がどうか、ふえてきているというような状況は今余り考えられないのではないかなということ等含めて、そういう中で、この部分については今後の病院経営、診療所経営の改善を図るためには、この理由というか、ある程度今後データをとって、どんな方法か、そこは検討していただければと思います。データをとって、科学的な減少になっている傾向というものをつかんで、それに的確な対策というものをやっていくということが必要かと思えますので、要望も含めて再度お願いします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 目時議員の今のお話の中にあるとおりでございまして、高齢化の問題、そしてまた元気な老人がさまざまな形の中でふえていると、こういうふうなこともあろうと思います。また、大きな原因は、人口の減少というふうなことがあろうと思います。例えば今から6年前、7年前に合併した段階で、当むつ市は6万7,000人でありました。今6万5,000人弱というふうなことになってきている。そういうふうなさまざまな因子があって、そういうふうな結果になってきているものと、このように思います。また、開業医との関係もあろうかと思えます。そういうふうなことを科学的にということとは、なかなか分析する

にもまた難しいところがあるのではないかと。それでもトレンドとして減少していく、そういうふうなところの状況、これからも研究はしていきたいと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 質疑ありませんか。1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） 一般質問の中で予告しておきましたので、3点ほどお願いをいたしたいと思えます。

私たち一般質問の締め切りが、むつ市議会であれば、時期的にも議案の後、それから一般質問そのものも議案審議の後なのですが、私この医療議会に来て、一般質問の締め切りが今回は14日で、議案の提出が5日前でありましたので、私の質問と議案のほうのあれが上下になってしまったのですが、その点は逆に私40分ということではみ出さずおそれがあったものですから、かえっていい意味ではそうあったほうが良かったかと、こう思わせていただいております。

そこで、今管理者からの提案理由にもありましたように、不良債務が前年度から9億6,000万ぐらい減り、その努力の跡が見受けられます。あわせて大間病院さんでは不良債務を解消した。金澤副管理者、本当にご苦労さまでございました。そんな状況の中でも、まだ32億1,123万8,513円の不良債務があるわけであります。

そこで、これと関連して、私は3点ほどお願いをしたいと思うのです。その1つは、先ほども言ったように、むつ病院への手紙ということで、市民、患者さんから承っておりますが、こういう機会でもありますので、私からの手紙というか、そういうことで、私からも1つ。

カルテコンというのがありますね。いわゆるカルテを入れて、患者さんが内科なら内科1つであればいいけれども、いろいろ病気を持っている人たちは大分ご苦労なことです。2科、3科にいわ

ゆる診察に行きます。そうすると、あのカルテコンに、こんなに厚いカルテを持たされて、そして自分のバッグだとか荷物を持ちながら、こういう重いカルテコンを持って、次の診察の科に行かれるわけです。1階もあれば2階もあり、採血もあれば地下のレントゲン室もある。あれには手がないのです、つかむところが。どうです、院長先生、管理者。患者さんのことを思えば、持ちやすいようなカルテコンをかわりにつくるべきではないですか。

私は、見させてもらったけれども、あれを生産しているのは、何だか熊本県のほうの業者のようですね。もっと近くにもっと便利なカルテコンがあるのではないのでしょうか。これ第1点お願いします。

第2点は、昔むつ病院に今の公済会が玄関で、昔土足でなかったのです、スリッパで病院に上がるのです。そのときスリッパ、3円取っていたのです、受付のところで。私は、これ議員になって、初めてのあれです、それ廃止させました。お見舞いの方、患者さんから、スリッパ3円取ってまでも病院経営が苦しいのかと。私も経験しました。1回入ってきて、車に用事があって、もう一回行くと、またスリッパ2回、6円取られたときがあるのです。だから私は議会で発言した。改正になりました。その一例からして、管理者、入院患者の受付のところで駐車料金、お見舞いの方は割り引きできませんね。どうです、30分で100円。苦しいことはわかります。お見舞いの方々の駐車も無料にしてあげたらどうですか。これが2点目です。

それから3点目ですが、これだけの不良債務を抱えていて、私が一番懸念をするのは院外処方。佐賀議員がジェネリックのことを言いましたけれども、病院内で使う薬品の仕入れ方法、これはどういうふうに取り扱っておりますか。いわゆる高

い薬品を買っているのではないのでしょうか。私が言いたいのは、薬品の購入に占める割合、どれだけの薬品を買って、この決算、予算の中にウエートを占めているか。いわば高い薬品を買わないで、安い薬品を買う方法がとられておるのかどうかということなのです。この仕入れ方法、どういうふうになっているか、3点お願いします。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） まず1点目、カルテを持ち運びするカルテコンという青い袋があるのでございますけれども、それについてのご質問にお答えいたします。

今むつ病院のほうでは、複数の診療科を受診する際に、患者の皆さんに各自でカルテを運んでいただいていることがございます。このカルテコンというのは、個人情報保護のためにカルテに鍵のついたケースがございまして、議員ご指摘のとおり、手提げ部分がございませぬ。ですから、カルテが厚くなった方もしくは荷物を持っている方については、かなり持ちにくいという声をお聞きいたしております。

現在そのサイズとか価格、それから安全面等を考慮しながら、かわりになるケースを探す手だてをしておりまして、検討を続けておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、駐車料金のことでございますけれども、現在お見舞いに来た方については、駐車料金の減免をしていないということなのでございますけれども、むつ病院の駐車場、慢性的な混雑というものを緩和することを目的にいたしまして、有料化しております。駐車場の維持管理、それから交通整理員の配置、さらに駐車場警備に伴う民間用地の借り上げ等、駐車場の運営には多額の経費を要しますことから、受益者負担の原則に基づきまして、有料化したものでございます。

駐車料金の徴収は、外来診療される方、また健

康診断を受診される方などのうち商用、それから営業活動で来院された方、お見舞いの方及び車両で通勤する職員を対象としております。議員ご指摘の駐車場無料化につきましては、駐車場有料化の所期の目的と逆行し、駐車場の混雑がまたこれから予測されますことから、現段階で無料とすることは大変厳しいと認識しております。今後とも来院する皆様が使用しやすい駐車場になりますよう検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

それから、院外処方の関係で薬の調達をどうしているのかということでございますけれども、むつ病院における薬品の購入方法につきましては、薬品の卸業者数社に対して薬品ごとに見積もりを依頼し、その結果を受けまして、価格を比較検討して、最もいい価格での見積もりをした業者を契約の相手方とする競争性のある随意契約の方式をとっております。最も有利な価格で見積もりした場合であっても、前回の価格を上回った場合は、改めて価格交渉を行いまして、最終的な契約金額を決定しております。

卸売業者につきましては、むつ総合病院が下北地域保健医療圏域の中核病院となっていることなどから、緊急時にも迅速に対応できることなどを条件として、現在5事業者を選定しております。議員ご指摘のとおり、薬価差益、いわゆる医療機関が請求できる価格と仕入れ価格との差額が大きくなるのが経営にプラスになりますので、低廉な価格の薬品調達について、今後とも研究してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） カルテコンの件については、ひとつよろしく願います。前向きにやっているようでありますので、よろしく願います。

それから、駐車料金なのでございますけれども、事情は

わかります。だったら、どうですか、入院患者のところの受付のところのステッカー見ていますか。「お見舞いの方の駐車券は割引できません」、こういう表現ですか。もう少しやわらかくとか、文言の表現できませんか。例えば「割引できかねますからご了承してください」とか。「できません」、これではさっきも言ったように、市民目線、患者目線ではないです。そういう否定をするのではなくして、もう少し表現を和らげる。取らなければならない事情もわかります。この辺の表現の仕方、どうですか、これ、議案でも3回ですからもう一つ。

これは薬品のことです。管理者、聞いてください。これは、事実、市内の薬局で起きたことです。その薬局の先生から、私に直接訴えられたことをお話し申し上げます。

この薬局さんでは、ある大手製薬会社の商品について、取引先の卸A社の見積もり価格が高過ぎるので、5月に他の卸売B社から見積もりを提出させ、B社が安かったので、6月に購入した。しかし、納入後間もなく、今後はその価格で納入できないと断りに来た。6月下旬に、今度は卸売C社に見積もりを提出させ、安かったので、7月に購入したところ、また間もなくその価格では納入できないと断りに来た。この薬局さんでは、その後卸売A社がB社に執拗に電話し、どうしてもある大手製薬会社の製品について売りたいのなら、他の商品全部よこせなどの嫌がらせを行ったことを知ったそうです。また、長年薬局を営んでいる経験から、一度出した見積もり価格をすぐに2社の卸が撤回するなど聞いたことがなく、卸売以外の卸に影響力を与える他の力が働いているのではないかと話しています。現在この薬局さんでは、見積もりに不当な介入をした卸売A社への発注を全て中止して、他の卸会社からの見積もりの提出により卸売A社から購入していたほぼ全

ての商品について安く購入できているとのこと  
です。

そこで、私は朝のNHK連続テレビ小説「梅ちゃん先生」を毎日見ております、8時から。ちょうど8時にうちの女房にインシュリンを打ってやらなければいけないので、ちょうどいい時間です。あの「梅ちゃん先生」の大学病院でも、新薬が出て、患者さんのためになる薬だといって要望を出すのですが、はっきり言って、これはテレビのあれですから、大学教授、上からの許可とか、担当が幾ら話してもそれができかねる。私が心配するのは、我々むつ病院の中に、その卸の関係の仕入れが、今言ったような形で、どういう形で行われているのか、もう少し私聞きます。5者の念書でもっておられるのですか。見積もりを出す際に不正はしないとか、そういう念書をとって、5つの業者をやられているのですか。それで今の答弁は、見積もりを出させて入札ではないでしょう。随意契約でしょう。ちょっとおかしくないですか。きちっと入札もできないのですか。これ横道にそれますが、さっきの銀行の融資の関係なんかでも、例えば三沢市だとか十和田市は、短期借り入れの場合でも金額と利息、利率を競争入札をしているのです、銀行の場合でも。それと同じように、見積もりを提出させておいて随意契約をする。ちょっと私には理解できませんけれども、これをきちっと競争入札にする、こういう形にできないですか。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 薬のことでございますけれども、入札をしたかどうかということ  
でございますけれども、購入する段階で数量が確定できないというのがまず1点あります。ですから、その関係で5者に見積もりを依頼いたしまして、その中で一番安い価格ということで交渉を行っているという状況でございます。

薬の種類がかなりあるものですから、その中でどの薬が幾らというその確定した部分がなかなかつかめないというのがありますので、入札ということになるとかなり難しいもので、現在は随意契約をとっているという状況でございます。

以上でございます。

（「看板の件」の声あり）

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 済みません、看板の件でございますけれども、これは議員ご指摘のとおり、本当にもっとやわらかい表現でもって変えていきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） 最後ですから、1つ。私も、ここの部分は、余り深く入りたくないのです。だけれども、薬品の卸業者、このことは、私は疑いたくはないけれども、やっぱり我々もきちっと注視してまいらなければなりません。市内の薬局さんでは、はっきり言ってそういうことが行われているのです。堂々とこの薬局の先生は、私に訴えている。言うなれば、国会でも公取でも堂々と出ていきたいぐらいの話をしています。だから、私が言いたいのは、管理者、過去こういうことはないと。だけれども、過去3年間の5者の見積もり合わせもそうですけども、実際に納入している業者がどこであるかということ、過去3年間の統計を議長を通して、閉会中でも結構ですから、議会に提出してください。そうしないとわかりません。なぜかという、むつ病院では、朝9時まで薬品を納入しなければならないという条件が入っているでしょう、私が聞くところでは。何で朝9時まで、それ以外は納入していけないということになっているのですか。そういうあれを私が聞けば、これらの中で必ず、言葉は悪いが、談合なり話し合いなりされている可能性があると思っ  
ているから言うのです。そこのところは、



私も発言には気をつけますけれども、実際に市中薬局ではそういうことが行われているということははっきりしているわけですから、せめて医療センターむつ病院では、そういうことはさせたくないし、いわゆるかなりのウエートを占める薬品の買い入れの部分ですから、ひとつ議長、その配慮を当局にお願いをしておきます。今は、それ以上追及しません。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（鎌田ちよ子） 川下議員からは、要望でありましたので、よろしくお願ひします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり認定されました。

#### ◇報告第5号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第5号 平成23年度一部事務組合下北医療センター予算繰越計算書を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号につきましては、文書のとおりでありますので、ご了承願ひします。

#### ◇報告第6号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第6号 平成23年

度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号につきましては、文書のとおりでありますので、ご了承願ひします。

#### ◇報告第7号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第7号 平成23年度一部事務組合下北医療センター経営健全化計画の実施状況についてを議題といたします。

質疑ありませんか。2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 報告第7号について、1点だけ質問をさせていただきます。

質問の内容からいって、議案第8号で質問すべきなのかどうか悩んだのでありますが、この報告第7号の中で質問をさせていただくことをお許し願ひしたいと思います。

実は、先ほど来お話がありますが、昨年の運営方針の中で、25年度にむつ病院以外の施設は当該市町村へ移管をするという、こういう運営方針の説明がありました。それに向かう条件としては、不良債務の解消だと。先ほどもありますように、32億幾らの不良債務が23年度決算の中で、25年でもありますから、今24年度中途であります。そういう中で心配なのは、25年度にむつ病院以外はそれぞれの自治体へ移管をされていく、この方針については、そのとおりの理解をしていいのかどうか、この点についてお伺ひします。

関連をして、そういう中でむつ病院については地方公営企業法の全部の適用という部分についても運営方針の中で示されておりました。これについても、あわせて状況というか、今後の運営についてお知らせを願ひしたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 2点ほどのお尋ねだったと思います。

1点目は、まず病院の再編の問題、この部分においては、向かう条件と日時議員お話しいたしましたけれども、やはり構成市町村の財政状況を鑑みなければなかなかできないものと、このように前からお話をしておりますけれども、その前提をクリアできるかどうかというふうなこと。ですから、25年は、ちょっと無理なのではないかなと、こういうふうな今の状況でございます。これ事務的にももっともっと協議をしていかなければいけない部分がございますので、そのことによって全適ということの場面になってくると思いますので、この部分では構成市町村の事務協議も見ながら、財政状況も見ながら、しっかりした形の中で進めていきたいと。

目標とするのは、当初お話をしましたような診療所の部分は各市町村、そしてむつ病院だけは一部事務組合というこの基本線は変わりませんけれども、時期の部分、そしてその他の条件等については、今協議中でございます。よろしいですか。

（「全部適用の部分については」  
の声あり）

○管理者（宮下順一郎） 全適の部分も、やはりそういうふうな流れの中にありますので、各診療所の問題、あるいはむつ病院の一部事務組合の問題、そういうふうなものを踏まえた中で全適というふうなことになっていくものと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 2番日時睦男議員。

○2番（日時睦男） 今管理者から答弁がありました。ということは、このように理解してよろしいでしょうか。方向としては、理事者のお答えのとおり、移行するという部分については相当厳しいという答弁でありました。そうすると、来年度の

25年度の予算編成の段階で、この案件については具体的に我々議会の中に示されるという理解をしてよろしいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） なかなかその年度を限ったのお話をする、事務協議は進めておりますけれども、その形に持っていくためのさまざまなファクターがございますので、ファクターを乗り越えていくための手法をこれからとっていかなければいけないものと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ございませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第7号につきましては、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第8号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は原案のとおり承認されました。

◇報告第9号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、一部事務組台下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田ちよ子） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、一部事務組台下北医療センター議会第119回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時36分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ち よ 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 佐 賀 英 生

一部事務組合下北医療センター議会議員 金 森 一 規